**令和４年度　公立小・中・義務教育学校教職員定数の配分方針**

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等に

基づく教職員の配置

　　定数配分は、各小学校・中学校の学級数を基礎として算定する。

　　ただし、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

**１　校長・教員**

　　（１）別表に掲げる数を配置

ただし、分校については、別表に掲げる数から２を減じた数を配置

なお、学級数については、小学校１、２、３年生は３５人編制、その他の学年は４０人編制により算出した数とする。

　　（２）教育課題等に対応するための配置

①少人数による授業などきめ細かな指導を行うための配置

②小学校において専科指導を行うための配置

③通級指導を行う学校に配置

④児童・生徒への支援を行うための配置

⑤学校マネジメント機能強化に向けて配置する首席の負担軽減を図るための配置

⑥生徒指導の対応のための配置

⑦夜間学級に関し、実情に応じ配置（夜間学級は別表を適用しない。）

⑧学校の統合に関し、実情に応じ配置

⑨教育指導の改善等に関する特別な研究が行われている学校に対し、

実情に応じ配置

**２　養護教員**

　　（１）小学校・中学校（９学級以下の分校を除く。）に各１名

　　（２）小学校の児童数８５１人以上・中学校の生徒数８０１人以上の学校に

更に１名

　　（３）児童生徒の心身の健康への適切な対応を行う学校に、実情に応じ配置

４―２

**３　事務職員**

　　　（１）小学校・中学校（９学級以下の分校を除く。）に各１名

　　　（２）小学校２７学級以上、中学校２１学級以上の学校に更に１名

　　　（３）要保護・準要保護の児童・生徒数が１００人以上かつ２５％以上の小学校・中学校に更に１名

　　　　　　（ただし、（２）に該当する学校については配置しない。）

　　　（４）きめ細かな学習指導や教育の情報化の支援等のため事務部門の強化対応を行う学校に、実情に応じ配置

**４　栄養教諭等（栄養教諭・学校栄養職員）**

　　　（１）単独調理校に完全給食実施児童・生徒数を考慮し配置

　　　（２）完全給食実施児童・生徒数が１，５００人以下の共同調理場に各１名

完全給食実施児童・生徒数が１，５０１人以上６，０００人以下の共同調理場に各２名

完全給食実施児童・生徒数が６，００１人以上の共同調理場に各３名

　　　（３）児童生徒の食の指導への対応を行う学校に、実情に応じ配置

**５　その他必要と認められる場合、教職員定数の範囲内で配置**

（１）長期研修の受講や在外教育施設への派遣、その他やむを得ないと認められる者に対応するための配置

　　　（２）その他必要と認められる事情が存する学校へ配置

４―３

**６　義務教育学校に関する読み替え**

　上記の配分方針は、義務教育学校に適用する。この場合において、各規定に「小学校」とあるのは「義務教育学校の前期課程」と、「中学校」とあるのは「義務教育学校の後期課程」と読み替えるものとする。